

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

情報

中郷文化プラザ・北上文化プラザでも マイナンバーカードの受け取りができます（事前予約制）

9月末までの期間限定で、市役所に加えて中郷文化プラザおよび北上文化プラザでも、マイナンバーカードの受け取りができます。

会場	日時	
中郷文化プラザ	毎週木曜日	午前9時15分～11時45分 午後1時～3時15分
北上文化プラザ	毎週火曜日	

市公式LINE「予約メニュー」または電話で事前予約（マイナンバー関係専用☎971・0178）

※受け取り希望日の1週間前までに予約してください。

注▶市役所で開設している以下のサポート窓口の出張サービスは、上記日時には実施しません。※上記会場への出張申請サポートの実施日時などは別途ご案内します。

- ①マイナンバーカードの申請（申請方法の説明、申請用写真の撮影とインターネットを利用した申請サポート、受取方法の説明）
- ②マイナポイント申込み
- ③健康保険証利用登録および公金受取口座登録

▶マイナポイントの申込み（令和5年2月末までにマイナンバーカードの交付申請をした人が対象）は9月末が締め切りです。▶締め切り間際は窓口が混雑することが予想されますので、交付通知書が届き次第、早めの受け取りをお願いします。

問市民課☎971・0178



▲LINE
友だち登録
はこちら

市公式LINE▶
「予約メニュー」



情報

申請が必要な場合があります 子育て世帯生活支援特別給付金

食費などの物価高騰に直面し、家計が悪化する低所得の子育て世帯向けに特別給付金を支給します。

対18歳（障がいがある場合は20歳）までの児童を養育している人で、次のいずれかに該当する場合

- ①令和5年3月分の児童扶養手当の受給者（申請不要）
- ②令和4年度分の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の受給者（申請不要）
- ③公的年金などを受給していることによって、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していないひとり親世帯（児童扶養手当についての支給制限限度額を下回る人に限る）
- ④物価高騰の影響を受け、家計が急変し、児童扶養手当受給相当になったひとり親世帯
- ⑤物価高騰の影響を受け、家計が急変し、住民税非課税相当の収入になった世帯

※①に該当する人は5月25日（休）に、②に該当する人は6月15日（休）にそれぞれ給付金を支給しましたので、ご確認ください。

※③・④・⑤に該当する人は申請が必要です。

支給額 児童1人につき5万円

市ホームページ（下記QRコード）から手続きを確認し、令和6年2月29日（休）（必着）までに申請
※ひとり親世帯と、その他の世帯でページが異なりますので、ご注意ください。



▲ひとり親世帯



▲その他の世帯

問子育て支援課☎983・2712

情報

支払いが困難なときはご利用ください
国民年金保険料の免除・納付猶予制度

「失業した」「所得が少ない」などの理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、申請が承認されれば、保険料の全額または一部が免除、もしくは50歳未満の人を対象に納付猶予となる制度があります。

保険料を未納のままにしておくと、将来、老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取れない場合があります。

■令和5年度免除・納付猶予申請の受付

📅7月3日(月)から

📅7月～令和6年6月分の保険料

※免除の割合とその対象となる所得基準額は下表のとおりです。原則、基準額を下回る必要があります。

免除制度	所得基準額(前年の所得)
全額免除 納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円
3/4免除	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
1/4免除	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

📍保険年金課または日本年金機構三島年金事務所(寿町9・44)

📄雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証の写し※失業による申請の場合のみ

- 📌①免除制度を利用した場合、期間に応じて年金受取額が減額されます。なお、10年以内に追納すると保険料を全額納付したときと同じになります。
- ②免除申請は、本人、配偶者、世帯主それぞれの所得が基準額を下回ることが必要(※)です。
- ③納付猶予は、本人と配偶者双方の所得が基準額を下回ることが必要(※)です。
- ④免除された保険料は、10年以内であれば後から納付できます。(2年を過ぎると加算額あり)
- ⑤一部免除の承認を受けたとき、減額された保険料を納付しないと未納扱いとなります。

※基準額を超えていても、失業などの理由によって保険料が免除される場合があります。

📞保険年金課 ☎ 983・2606

📍日本年金機構三島年金事務所 ☎ 973・1166

情報

ご確認ください
8月から利用する介護保険負担割合証(薄いみどり色)を発送します

8月からの介護サービス(一部総合事業を含む)利用時の利用者負担割合を示した「介護保険負担割合証(薄いみどり色)」を、7月上旬ごろに発送します。

■送付対象者

- ・要介護(要支援)認定を受けている人
- ・三島市総合事業の事業対象者

■利用者負担割合

前年の所得に応じて1～3割となります。負担割合の判定方法は下表のとおりです。

被保険者本人の住民税課税状況	被保険者本人の合計所得金額	同世帯内の第1号被保険者(65歳以上)の年金収入+その他の合計所得金額	利用者負担割合
非課税者	—	—	1割
課税者	160万円未満	—	1割
	160万円以上	2人以上:346万円未満 本人のみ:280万円未満	1割
		2人以上:346万円以上 本人のみ:280万円以上	2割
	220万円以上	2人以上:463万円以上 本人のみ:340万円以上	3割

📌①第2号被保険者(65歳未満)、または生活保護を受給している人は一律1割負担となります。

②合計所得金額とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や扶養控除、医療費控除などの控除をする前の所得金額です。

③土地売却などの特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得の特別控除額を控除した金額を用います。

④合計所得金額に給与所得または公的年金などにかかる所得が含まれている場合は、その合計額から10万円を控除した金額を用います。

📞介護保険課 ☎ 983・2607



詳細はこちら▶